

まちなか居住推進事業補助金

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

（住宅兼店舗等水回り改修支援）

住宅兼店舗等の店舗部分を賃貸しやすくするため、住宅部分と店舗部分を分離する水回り改修工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人

- 補助対象区域内の住宅兼店舗等を所有し、住宅部分に居住していること
- 補助金交付後、10年以上店舗部分を活用する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること など

補助対象経費

- ・ 施工業者に発注して実施する住宅兼空き店舗等の住宅部分と店舗部分を分離する水回り改修工事に要する経費
（水回り改修工事：トイレ、キッチン、バス、洗面等の新設等（新設に伴う撤去及び移設含む）に係る工事及び当該工事に係る給排水工事）

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て。上限100万円）

必要書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）
- ・ 住民票の写し
- ・ 住宅の所有者が分かる資料（資産証明書等）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

留意いただくこと

- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 店舗部分が空き家マッチング制度または空き家情報バンクに登録されたものが対象です。
- ・ 補助金の交付は、一の住宅兼空き店舗等につき1回を限度とします。
- ・ 交付決定は、予算の範囲内で先着順となります。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長

